

下記の説明に従い、各自、次の2点について確認をお願いいたします。

- 1 総務事務システムの福利厚生画面の「家族登録情報」の確認
- 2 被扶養者の資格確認のための書類の提出

1 総務事務システムの福利厚生画面の「家族登録情報」の確認

総務事務システムの福利厚生画面の「家族登録情報」に表示される組合員及び被扶養者情報に、誤りがないか確認してください。漢字によっては、正しく表示されていない場合がありますが、組合員証、被扶養者証に記載されている漢字が正しく表示されていれば、「家族登録情報」の修正は不要です。

【家族登録情報の表示方法】

総務事務システムを開き、「福利厚生」、「家族登録情報」の順にクリックします。

①「福利厚生」をクリックします。

②「家族登録情報」をクリックします。

組合員番号	組合員(カナ)	性別	生年月日	(共)資格取得	(共)資格喪失	(互)資格取得	(互)資格喪失	基礎年金番号

同別	資格取得日	基礎年金番号

2 被扶養者の資格確認のための書類の提出

(1) 確認書類

資料2「[検認提出書類一覧表](#)」の区分に基づき、必要書類をご用意ください。所得証明書については、写しで構いません。

(2) 検認の対象者及び対象期間

ア 対象者 組合員及び被扶養者（令和6年6月1日現在）

イ 対象期間 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで
令和6年4月以降に認定された被扶養者も対象です。

令和6年6月1日までに認定された被扶養者で、新規認定時に上記対象期間に係る所得証明書の提出がない場合は、検認の対象となります。

(3) 提出方法・期限

公立学校共済組合への提出期限は、**令和6年9月6日（金）**です。この期日に間に合うように所属所ごとに定めた期限がありますので、事務担当者に確認の上、その期限までに提出してください。

(4) その他の注意事項

ア 別居扶養における送金の事実が確認できる書類について

別居している被扶養者への送金の事実が確認できる書類は原則として、預金通帳の写し、現金書留の控え等とします。申立書での認定は認められません。(送金者、受取人、送金日、送金額がわかるものとしてください。)

イ 扶養手当上の扶養親族として認定されている被扶養者(普通認定)について

総務事務センターが行う扶養手当の事後確認が終了している場合は、所得に関する証明書の提出は不要です。

また、扶養手当の事後確認の結果、扶養手当の認定を取り消すことになった場合は、総務事務システムにより速やかに所定の手続を行ってください。

ウ 扶養手当上の扶養親族として認定されていない被扶養者(特別認定)について

[資料2](#) (P5～11)の確認書類を提出してください。

エ 令和6年度中に65歳を迎える被扶養者がいる方

[資料4](#) (P13)を参考に、収入の確認をお願いします。確認の結果、認定限度額を超過しており、被扶養者を取り消すことになった場合は、総務事務システムにより速やかに所定の手続を行ってください。

【問合せ先】

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

所在地：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電話：048-830-6694